

令和5年白老町議会議会運営委員会会議録

令和5年4月25日（火曜日）

開 会 午後 1時02分

閉 会 午後 2時48分

○会議に付した事件

協議事項

1. 令和5年白老町議会第1回定例会5月会議について
 2. 令和5年白老町議会第1回定例会6月会議の予定について
 3. 会派の設立について
 4. 議会運営委員の選出及び委員構成等について
 5. 全員協議会の開催について
 6. 第5次議会改革の検討
 7. その他について
-

○出席委員（5名）

委員長 小 西 秀 延 君
委 員 森 哲 也 君
委 員 吉 谷 一 孝 君
委員外議員 貳 又 聖 規 君
議 長 松 田 謙 吾 君

副委員長 長谷川 かおり 君
委 員 前 田 博 之 君
委員外議員 西 田 祐 子 君
副 議 長 氏 家 裕 治 君

○欠席委員（1名）

委 員 及 川 保 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 本 間 力 君
主 幹 小山内 恵 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午後 1時02分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、1、令和5年白老町議会第1回定例会5月会議について。2、令和5年白老町議会第1回定例会6月会議の予定について。3、会派の設立について。4、議会運営委員の選出及び委員構成等について。5、全員協議会の開催について。6、第5次議会改革の検討。7、その他についてであります。

それでは、1の令和5年白老町議会第1回定例会5月会議について、本間事務局長より説明をお願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 定例会5月会議の日程でございます。先般町側より要請がございまして、議長とも協議をして5月12日金曜日、一般会計補正予算、条例改正と専決処分の報告で、今のところ議案が5本程度と聞いております。内容までは押さえておりませんが、そのような状況でございます。

なお、事業費等の補正予算が想定されますので、5月9日火曜日に議案説明会を開催する予定としたいと思います。終了後には議会運営委員会という流れになりますので、このような日程でお諮りいたします。

○委員長（小西秀延君） 第1回定例会5月会議について説明がございました。これについて質疑等ございます方いらっしゃいますでしょうか。この日程等でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように決定し、進めさせていただきます。

2、令和5年白老町議会第1回定例会6月会議の予定について、こちらも本間事務局長から説明をいたします。

○事務局長（本間 力君） 6月会議の日程でございますが、先般より議長とも協議をさせていただいておりました。3月5日の町長選挙後ということで、平成15年の日程を参考に組むということになります。今回、所信を加えた執行方針が示される議案が出ますので、それに伴いまして代表質問を行う流れになります。参考までに、網枠で囲っておりますが、議会運営基準、代表質問は3月に行うのが原則でございますが、町長の任期の満了等、新しい町長が当選した場合は、当選後の直近の定例会月会議で代表質問を行うという例になっておりますので、6月会議で代表質問を行う流れで調整したいと思います。

資料1を御覧ください。6月2日金曜日を初日として開会し、ここで町側より行政執行方針、教育執行方針が説明される流れになります。そこを踏まえまして、6月8日に代表・一般質問の締切りを設定いたしまして、翌日9日に議会運営委員会を13時30分から、広報広聴小委員会を15時からという流れでございます。その後、一般議案の説明として6月14日水曜日に議案説明会を開催し、終了後、議事日程を議会運営委員会で決めるという流れです。その後、6

月 20 日に本会議が始まりまして、念のため予備日を 23 日として 4 日間で進めるという流れです。その他日程の一番上に書いてありますが、会期が 22 日間というちょっと長いスパンになります。順番前後しますが、その他日程に記載しているとおり、意見書の日程は毎回の流れにはなるのですが、昨年もありましたが、北海道町村議会議長会の定期総会が 6 月 15 日に予定されております。議案説明会の日にぶつかるため議案説明会の日程を 14 日にしたという経緯がございますので、その辺ご留意いただきたいと思います。

6 月会議の予定をこのように進めさせていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 説明のとおり例年の 6 月会議とは若干変わります。代表質問が入ってくるということでございます。それを含め、質疑等ございます方はいらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今の説明はいいのだけど、議会運営基準の直近の定例会会議で代表質問というのは、前回平成 27 年に改正しているのです。今のでいけば 3 月にいろいろ議論ありました。直近の定例会はあったのです。だから、もしこういう形でいくのなら、ちゃんとそういうことを文面で文言整理をしておかないとだめだと思います。普通に考えたら 3 月になってしまふ。事務的な基準は運営基準ですから、こういうのはちゃんと整理をしないといけない。6 月でいいのであれば改正案を示して議論をしないと、これに従うとなると定めておかないと後々混乱、その時々運用でなってしまう。私は否定しているわけではなく、手続き上必要なことです。そう思いますがいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 3 月会議の日程の際にこの議論をすべきだったということで、大変申し訳ありません。事実としては前田委員のご指摘のとおりで、この書き方でいけば直近の定例会ということは 3 月会議に行うという解釈になりますが、そこら辺の文言の整理につきましては、今後こういうケースも想定した中で議会運営委員会にお諮りして整理をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） きちんと整理すべきではないかという前田委員のご意見については、私も正当なご意見だと承りました。今回の内容については事前に議会運営委員会に諮られておりまして、3 月会議では代表質問をしないというのは各会派にご理解をいただいているうえで、きちんと文言が現状に合うかどうかということをもた皆さんと話し合うために、そういう機会を改めてつくらせていただきたいと思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 先送りするのではなく、6 月会議前に整理して臨むべきだと思います。

○委員長（小西秀延君） なるべくこういうことで進めさせていただければと思います。

ほかにご意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ないようであれば第 1 回定例会 6 月会議の予定については記載のとおり進行させていただくことに決定いたします。

3番、会派の設立について、こちらも本間事務局長から説明をお願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 資料2のとおり、4月1日付で会派ひかり、佐藤議員が代表になりますけれども、佐藤雄大議員、西田祐子議員の2名構成で設立届出が提出されております。

○委員長（小西秀延君） 新しい会派が設立されたということでございます。これについて何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、会派ひかり、2名での設立ということで報告済みとさせていただきます。

4、議会運営委員の選出及び委員構成等について。こちらも本間事務局長から説明をお願いいたします。

○事務局長（本間 力君） （1）議会運営委員選出についてと、（2）委員構成等について一括して説明させていただきます。まず（1）議会運営委員選出ですが、ただいま会派設立のご報告をさせていただきましたが、議会運営委員会の委員としての申し出もございまして、前段議長とも調整をさせていただいております。会議条例を抜粋しておりますが、議会運営委員会の設置につきましては、第3条第2項の定数が7人以内。委員の選任につきましては議会運営委員については会議に諮って指名するとなっております。閉会中においては議長が指名することができとなっておりますが、通年議会でございますので本会議に諮って議長の指名ということになります。議会運営基準でございますけれども、会派の議員比率によって選出となっておりますので、2名の会派でございますので1名ということで、それを踏まえて代表のほうからも申し出がございましたので、本日まずはひかり会派代表佐藤議員を議会運営委員会の委員として、直近の本会議にお諮りしたいと思います。

裏面になります。（2）委員構成等についてでございます。議会運営委員会は、広地紀彰議員の辞職に伴いまして、会派いぶきの構成比率が4から3になって保留扱いの状況でございます。

資料3を御覧ください。事務局としてもいろいろ調べまして、委員会条例等々の議会運営委員会の定めを列記しております。1、議会運営委員会。これは委員会条例第3条、先ほどと重複しますが、定数7名以内ということで、平成26年4月に7名から7名以内に改正を行っている状況でございます。これは今回の案件と逆のパターンですけれども、当時議会運営委員会委員の辞任がありまして、構成人数7人の確保が困難であるということで、以内という整理をした取扱いと確認しております。任期は在任中ということで、選任は議長が会議に諮って指名するということで先ほどと同様です。定足数ですが、定数の半数以上ということで、委員会条例第10条。⑤辞任なのですが、委員が辞任をしようとするときは、議会の許可を得ねばならないということです。参考までに委員外議員の発言ということで、必要があると認めたときは委員ではない議員に対して出席を求め説明または意見を聞くことができます。以下、説明は割愛しますが以上ようになります。

2、議会運営委員会の委員構成及び会派ということで、これは議会運営基準の第10章になりますけれども、第5条に会派は次のとおりとするということで、会派は議員2名以上をもって

会派とみなすということで、今回はそれをクリアされております。会派を結成したときには会の名称等々議長に文書で提出をする。変更が生じたときにも同様とするという内容になっております。第7条につきましては、副議長及び委員外議員の出席、発言等についての取扱いでございますので、①②③朗読は省略しますが、このような流れで位置づけられているということでご承知おきいただきたいと思います。

資料3の裏面になりますけれども、今回の案件の取扱いについては、事務局としてもなかなか判断しづらいところもあって、道の議長会にも照会しております。議長会から標準会議規則の解説ということで情報をいただきました。後ほども言いますが、なじむかなじまないかということもあるのですが、事例としての取扱いです。

回答をいただいた内容ですけれども、会派を離脱した議員の例ということでございます。読み上げます。会派制をとっている場合、特別委員、議運委員の数は会派所属議員数に応じて配分されるので、会派所属議員数に増減が生じたときは、委員数の配分を改めるのが原則ということであります。このため会派を離脱した議員は特別委員、議運委員を辞任する必要がある場合がある。議員によっては会派を離脱しても委員の身分は本会議または議長指名で選任されたのであるから、辞任を拒否する例がある。法的にはそのとおりであるが、会派制を前提とした場合は会派を基礎にしているので推薦母体である会派の支持を失ったのであるから通らない論である。議員は速やかに辞任願を議長に提出する必要がある。なお、委員の残任期間が短い場合は議会運営委員会の決定により辞任せず継続することもあり得ると。どちらでもいい解釈の解説になってございます。議長会事務局次長から助言ということでいただいており、白老町議会としては例がなく、上記はあくまで参考ということでございます。

2番として大阪府の例をいただいたのですが、そこでは会派に異動が生じて委員数が変更した場合は、議会運営条例で議長の権限で辞任届を提出させると条例で定めている事実があると。そのほか地方議会では、それぞれ規定や申し合わせがあつて辞めるか継続するかを決めているという事例はあったとしても、明確でない場合は議会運営委員会で話し合うことが望ましいという見解でございました。

白老町議会の議会運営委員の定数は7名以内ということで、現状で以内としていても7名ということであれば、そこに対する構成比率、原則として会派の比率で選出されていることを踏まえて任期までを変更するかしないかは話し合いで決めてもらうのはいかがですかということが議長会の見解でございました。議会事務局としてはやはり原則論とする構成比率、ここでも前段書かれているとおり、委員数の配分を改めるという原則論はあります。ただ、そこにそれぞれの委員さんの考え方があろうかと思っておりますので、委員長ともお話しはしていますが、原則論を踏まえながらもこういった解説等の取扱いを資料として添付させていただきました。

○委員長（小西秀延君） （1）、（2）と関連がありますのでこういう形で説明させていただきました。（1）、（2）を通してお話をしたほうが皆さん通じるかと思っておりますので、続けてご意見等あります方、また質問等も受け付けたいと思っておりますので、どなたかある方いらっしゃれば。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 先ほど説明のあった議会運営委員会の辞任についての解説ですが、この解説は、会派を離脱した議員本人のことを指して言っていると私は理解しました。今回の私の場合とちょっと違ってくるということでありますので、その辺につきましては各会派、委員の皆様でご協議いただいてどのようにするかということでもあります。これも書いてありますが、拒否する例があって、そのまま任期まで継続することは可能という理解でよろしいのかどうか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 冒頭申し上げたとおり、会派を離脱した例ということで、今回のケースの例ではございません。あくまで類似、原則論が記載されたケースの情報提供でございますので、そこは吉谷委員のご指摘のとおりでございます。また、現時点での取扱いでいきますと、最終的には本会議での取扱いになりますけれども、自ら辞さなければ法的にはこの文面の中段に書いてあるとおりで、何か辞任をする行為自体を取り決めとしてはございませんので、下に書いてあるとおり大阪府では委員会条例に定めているとか、他の自治体では取り決め、申し合わせをしているということですので、現時点では法的にそういった拘束力はございません。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） これはあくまでも委員会の構成、会派等で結成したものは名称を届出する。届出事項に異動が生じた場合も同様ということなのです。会派の人が公的失職しようが会派の人が一人減ったというのは事実です。そういう部分をちゃんと理解した上で、ここで議論云々より、議会に急に判断を投げ掛けて、局長と議長はどういう判断をされているのですか。そこしかないのではないですか。ここで言う委員会構成の会派届出があって、②で届出事項に異動が生じたときは同様とするとなっているのです。書いてあるとおりすればいい話ではないですか。前段でも例え途中であっても既存の会派から離脱して今日2人の会派を認めたわけでしょう。私は1つの運営基準の法則に従って話しているから変に誤解しないでほしいのだけど、あくまでも構成比でやっているのなら、異動届あって減ったら減った扱いの構成比。それと途中で会派が新しくできて、その中から今日あったように会派の人が議運に出てくるわけです。意味分かりますか。片一方そのままにしておいて、片一方新た発生したときには認めるというのはどうなのかということです。これはやはり適切な基本的な運営基準の法則を理論的に整理して、それに従ってやればいいのだけど、あえて片一方残さなければいけないという議論になって、片一方は届け出あったから会派になってきている。その辺の全体の論理的な流れを整理してほしいのです。片一方いいけど、片一方は曖昧だから議運で決めるという話でいいのですか。ここで言えば、会派構成員における比率委員というのは、これは1つのよるべき原則があります、こうあるべきということ。ここに書いてある従来からやってきている。今回の改選後につくったわけではないですよ。それを今回局長がいろいろ調べてくれて挙げているのだけど、事実としてやってきているのだから、議長はどのように判断しているのですか。減らせるとかではなくて、今言った議論を先ほど言ったようにちゃんと付記しておかなければだめです。その都度変わったら困るのだから。それだけを言っているのです。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 2の②ですけれども、事務局の解釈としては届出事項に異動が生じたときもまた同様とするという主語というのは、届出を議長に提出しなければいけないということですよね。届出の変更については提出するとして、これに対する構成比率自体を解釈したものではないです。構成比率を解釈したならば、異動があったときは、構成比率の取扱いのところにちゃんと構成比率は人数に合わせるという文言が多分必要になってくるということで、そこで議会事務局としては運営基準上でなかなか読み取れないということで議長会に照会したということで、議長と前段話をしていることにつきましては、この資料を元に議長にはやはり議長の中立な立場でいくことにどうこうということは申し上げませんが、あくまでこれは諮問的にも議会運営委員会にきちんとこの取扱いを踏まえて議会運営委員会でどう取扱うかを定めるということは、前段議長とも協議をさせていただいて手続き上として対応させていただいて今日に至っていますので、まったくやっていないということではないのでご理解ください。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 否定するわけではないのだけど、過去から議論していくと、届出事項に異動があったときは、改選後は、会派の代表が集まってこの参考によって4人の会派、5人の会派、2人の会派、それに従って協議した中で決めると。それ以後については議事運営になってくる。2つの会派に分かれたと届出があつて4が3になったと、必然的にこちらが適用になって、諮らなくても議会運営委員会だったら議長や局長のほうでこうだから2人になったと。過去の例でも2人の会派が離れたら、今言ったように話し合つて議会運営委員会の委員がそのまま残りますとはならないのです。必然的に委員外議員になっています。そういう扱いになっている。会派が今あつたら一人は残してもいいということであつて、そういう事例からいってしまつと、今回も新しい会派ができて認められたからこの委員構成の比率で1人議運に上がってきている。片一方減つた分はそこに置いておいていいということになりますかと言っているのです。2人の会派だつて、意見が衝突して分かれたと。議運の中でみんな分かっているから、1人になったから委員外議員で出てきています。今回もそうですよね。論理的に整理をしていかないと、あくまでも②の届出事項があつたときは当初と違うから議事運営上必然的に減ります。増えたら1人必然的に増えていくとか。もう一つは分からない。そういうことを言っている。片一方は話し合つて決めればいいし、片一方はこのような形で上がってくるというのはどうですかということ言っているのです。1つの運営基準の規定として定められていることを論理的にちゃんと遵守、十分尊重しなければだめです。私はそれを尊重したほうがいいのではないかとのことだけです。不都合あるのですか。減ろうが減るまいがではなくて、議会運営委員会なり議長で論理的に整理してほしいということだけです。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 今話した内容で、2人が1人になった、これは会派ではないのです。会派としてみなされないわけです。それと、今回と議論は別だと思うのです。そっちはよくて、こっちは駄目だという議論ではないのです。そのところの話が同じになっているけど、あくまでも会派としての話と僕が残るとか残らないとかそういう問題ばかりではなくて、もし言う

なら権利、議長から選任されているわけですから、本人が自主的に辞めますと言わない限りは辞めなくてもいいというのが、僕の基本的な考え方なのです。今の説明というか、ほかでいくとそういうことになるので、ちゃんと整理をしないと今前田委員が言われているようなことは続くし、逆に言うといくら周りで比率だから辞めたほうがいいと言っても、本人が自主的に辞めると言わない限りは、今のルールだとそのままです。議論するもしないも、本人が辞めると言わない限りはそのままになるのではないのでしょうか。それを委員会としてこれからどのようにするのかと、ルールとして決めてやるのか、それとも本人の意思に任せてやるのかということとを明確にしないと判断に迷うと思うのです。そういうことだと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 人数で残るかどうかなという議論だけです。同類の議論になりますかということ。今、吉谷委員が話した、先ほど見たら辞任を拒否する例があるのだけでも、会派を前提とした場合は会派の支持を失ったから筋の通らない議論であるから駄目だと。やはり議長に進められて提出するという意味は違うのですか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 今、前田委員の言われた文面の解釈はそのとおりです。過去 10 年ぐらいで会派の異動の議論があったケースがございましていろいろ調べてはいるのですが、このケースでいくと会派で除名処分を受けた方が議会運営委員をされていて、その方が辞任届を出されたということはこの解釈のとおりなのです。ただ、今回の例につきましては、あくまでも吉谷委員は当事者ではなく、会派いぶきには構成員として残っている中で、今回町長選挙で議員を辞任された方の流れですから、繰り返しですけども、会派を離脱した議員の例としてはなじまないところはあります。ただ、会派議員数に応じるのが原則だと、ここではそのとおりなのですが、申し訳ないですけど前段聞き取りをした中で、法的に自ら委員が辞職しない限りはこのケースにきちんとおさまる規定がございませんので、議会運営委員会として今後こういった状況が生じた場合の取扱いも含めて全道議長会のほうもきちんと話し合いをすべきだということで本日お諮りをした次第ですので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長から議長にも相談されていますが、私も議案に上げる都合上お話しをしています。法律では、本会議で指名された者に関しては、任期は議員の在任期間中となっているのです。そういうことで身分の保証はされている。地方自治法では、特に条例等の定めがある場合にはその定めに従うとなっております。白老町で照らし合わせますと、局長が言われたとおり、現時点で白老町にはどうしようこうしようという運営規定もありませんし条例もございません。だから協議をしようということにしております。ここできちんと皆さんで話し合って、きちんと条例、規則等を起こしようというのであれば、それはそれできちんと話し合いをしていかなければならないことだと認識をしておりますので、個人がどうなのかとか、会派がどうなのかではなくて、白老町議会としてこれからきちんとどうしていこうと皆さんから意見を出していただければ、そのように前向きに検討していければと思っていますので、その辺をお酌み取りいただいて発言いただければと思います。法律等も

大きく絡みますので一度会派に持ち帰ってお話しいたいて、ある程度議員皆さんにも今の状態を理解していただいて、会派でこういう形はどうだろうかご意見を再度集めたほうがよければそういうことにさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長、ただいま4番目の議会運営委員の選出及び委員構成等について皆さんからご意見等をいただいたところですが、在任期間中に新しく会派ができたのと、構成の変わった会派があるということで、局長からも議長と相談しているというお話がございましたが、今皆さんに説明させていただいたのですが、法律上でいきますと在任期間中が任期であると。特に条例等で決まりがある場合はそちらに従ってくださいというのが法律になってございますが、それがないということでございますので、どのようにしたらよろしいかご意見を出していただけますかという話を今私がしていたところなのです。今状況が皆さん把握できたと思いますので、会派に持ち帰って現状をよく加味していただいて、また皆さんからご意見をいただいて現状に合うように、今後も照らし合わせていけるように会派としてのご意見を持って集まればよろしいのではないのでしょうかというところまでできたのです。

何かご意見があれば承りたいと思います。松田議長どうぞ。

○議長（松田謙吾君） 委員長が法律上という言葉を使いました。これは要するに会派の意見とかより決まりきっていることがあればそれに従うのがいいと思う。一番大事なこと。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 当然法律に従うのが大前提ですし、法律重視なのですけれども、今回の事案が法律から白老町の委員会条例・規則、また議会運営基準という取扱いの中にも明確に定めがないものですから、先ほど委員長が言ったとおり、会派に一度持ち帰って再度ご意見をいただいて今後の取扱いを整理していこうということですので、議長がおっしゃるとおり法律もしくは委員会条例に定めがあればそれに従うとなりますけど、明確に今回の事例が当てはまらないものですから、議長会にも照会しております。今回議会運営委員会に諮らせていただいた経緯がございますので、ご了承いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 松田議長。

○議長（松田謙吾君） 委員長が法律上と言ったから言ったけど、議会条例のこと。白老の議会条例どのようになっているか今わからないけど、それに従えばいいのではないかと思う。

○委員長（小西秀延君） それもないのです。それをきちんと決めたほうがいいのではという会派があれば、それをきちんと決めていこうと。また、その都度いろんな状況が起きるだろうから、こういうものはそのとき決めたほうがいいのではと行っているのがこれまでの状況だと認識していただければよろしいのかと。これまでは白老はきちんとつくっていないのです。異動があったときにどうするかという条例・規定等をつくっていないので、法律上、地方自治法でいくと委員の任期の在任中なのです。そこはきちんとつくるところをつくってくださいというのが法律ですので、それを踏まえて皆さんが今回はつくりましょうというのか、いろいろなケースがこれからもまた出てくると思います。そのときにきちんとみんなで話し合いで決めましょうというほうが実務として合っているのかどうなのか。そこもきちんと会派の方に説明

をしていただき、どのように決めていくといいのか次回までに会派の意見としていただければ整理がしやすいかと。今この場で個人の考え方で決めていきたいと思いますということはちょっと難しいと理解をしております。会派の方の意見も聞いて、会派の意見として議会運営委員会にお持ちいただければ整理がしやすいと思いますので、そのように進めてよろしいでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 短絡的な議論ではないのです。かなり複合的な議論をしないと、極端なことを言うと今後の方向性が多勢に無勢みたいな言い方になってしまうから。そうではなくて、きちんと論理的に誰が見ても聞いても筋が通るものにしなければならないと思う。これは揚げ足取るわけではないけれど、委員長は在任期間中選任されていると言いました。それは、4人や5人の会派構成から複数の人が出ていて、減ったからどうするかという議論です。それが在任中だからいいと言うけれど、2人の会派が1人減ったときには先ほど私が言ったとおり必然的に委員外議員になってしまう。今言った在任中は仮に2人の会派が分かれても議会運営委員会に席を置いている人は選任されているから残れるという言い方にも解釈できてしまう。皆さん会派に持ち帰ったらそういうことも議論しなければならない。これはあくまでも複数の人が出ていてからそういう論議になるけど、2人の会派は多くなると思います。そのときにどうするか現実になってくるのです。今複数いるからそういう議論になるけど。ここに会派構成淡々と届けてきた、そうするとこうしようとなってくると思うのだけど、ここも参考として今述べておきますので、2人の会派たくさんありますから、あくまでも2人になった場合どうするかというところも議論してきてほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 私がいろんなケースが出てくると言ったのは、そこも含まれております。どうしてこれまで条例等が決まっていなかったのかといたら、議会運営委員会で話し合ってきたのです。辞任しますということが受け入れられて本会議で決まってきた。白老では条例や規則等では決まっていなくても、そのように辞任等で辞めてやってきた流れがあると思います。ただ、このまま協議を進めていいのか、それともきちんと形にするのか。形にする場合は大変難しいと思います。先ほど前田委員が言われたとおり、2人の会派が分かればどうするすかも入ります。そういう部分も考えてどうしたらいいのかきちんと話し合いをするべきだと、今回このように局長にご努力をいただいて詳しくいろいろな事例も調べております。そういうことでは会派の皆さんは知った状況にはなっていません。皆さんで話し合っていたきたいということでございますので、それを含めてご検討いただければと思います。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 今回のケースで過去の取扱いを前局長含めて歴代の局長にも確認をさせてもらったところで、定数7人以内という捉え、そこが改選後の定数内でいきますと6人になっております。これを以内にした経緯、冒頭でお話ししたとおり途中で7名を補充することが困難であったために7名以内とした経緯がありますけれども、これは定数22名のころからの流れもあるのですが、改選後の議会運営委員会は定数14名で7名というのが大原則だということでは言われました。いずれにしても、こういうケースなり諸事情が生じて定数自体7名を

確保できない場合の以内ということは改めて共通の理解をしていただくべきではないかということも言われたものですから、あえて申し上げます。その中で、過去にも同じ会派3人ずつで1名になっていて、確かくじ引きだったと思うのですが、7名を確保するためにもう一人選出したという経緯もあったようにも会議録にも残っております。今は7名以内なので今回のケースでいったとしても比率として3の1になりますからそれで確保はできますが、過去の経緯として皆様にもお知らせをしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 参考事例としてお聞きいただければと思います。今7名以内で6名ですが、会派が増えてもいけるということではございます。ただ、これも参考事例としてきちんと皆さんから会派の方に説明し、検討していただければと思います。

それでは次、5、全員協議会の開催について、本間事務局長から説明お願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 5月会議の日程絡めて、資料4、5、6ということで、町側より全員協議会の要請がきております。まず、資料4ですが、町立病院における嘱託医、産業医業務と会計年度任用職員の給料について1件きております。概要につきましては、前段の予算等審査特別委員会の経緯がございまして、町側より新たに説明したいということで要請がきております。5月9日議案説明会終了後の日程で進めていかどうかお諮りしたいと思います。

資料5になりますが、（2）白老町自然環境等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例について。生活環境課になります。過去、一般質問、本会議の中でも議論があった中で町側として準備を重ねていて、年度内ということでしたが、町長も変わりました6月に向けて全員協議会で概要を説明したいという町側の申出でございます。これに関しましては、5月12日金曜日、定例会議5月会議終了後の取扱いでよろしいかどうかお諮りしたいと思います。

健康福祉課の（3）白老町手話言語条例についてです。こちらも過去にも太陽光の再生エネルギー発電事業との調和の関係と同様に環境課より協議はされていたのですが、今年度ということでこのタイミングであります5月12日、これは（2）の全員協議会の説明終了後に続けて行うということでお諮りしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ただいま3件説明をいただきました。質疑等ございます方は、その件名を提示してからお願いしたいと思います。1件目については、質問の中で町長がその辺はきちんと議員の皆さん全員に説明をしたいとご回答された部分かと認識をしております。

前田委員。

○委員（前田博之君） （2）と（3）の条例の設立。6月会議に制定議案を挙げるから、事前に条文の内容を説明して、本会議で議論をしてほしいということなのですか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 条例というピンポイントで事項名が記載されていますが、議員の取扱いでいけば、事前審査に抵触する可能性がございますので、あくまでもこの事業の取扱いを手段とした説明と押さえているのです。正直申し上げますと、議案説明会を6月会議も予定されておりますので、条例の説明となりますと説明会1本でもこのタイミングでもよろしいかと思ったのですが、前段1月頃よりこの概要を説明したいという意向があつて、このタイミン

グになったということで、事前審査に抵触しない流れの中できちんと確認事項等を踏まえて、やるとすれば全員協議会をやるしかないかなという捉えでおります。

○委員長（小西秀延君） 全員協議会３本でございますが、お受けして開催したいと思います。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 １時５８分

再開 午後 ２時１０分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

６、第５次議会改革の検討でございます。まず（１）を本間事務局長から説明をお願いします。

○事務局長（本間 力君） （１）町長・町議会議員同時選挙に向けての協議ということで議題に載せている経過を説明しますと、これまでの議案内容を全て議長と協議をする中で、今後議会改革を進めるうえで２月７日に一度決着していますけれども、重要な問題ということで議長からも引き続いての協議をとということで、まず頭出しをという指示をいただきましたので、今回入れさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） これについて議長何か補足ございますか。

松田議長どうぞ。

○議長（松田謙吾君） 第５次議会改革はそれでいいのだけど、先般議論の中で選挙費用を削減したほうがいいと。高齢者になって投票所が遠くて行きづらくなってきた。投票率にも反映されているというから、先般議会の解散出されました。それは終わったことだからいいのですが、費用削減と投票所の問題というのは議会の大きな問題ではないか。ですから、議会改革の前にその問題をきちんと整理すべきではないのかと本間事務局長にお話しした経緯です。

○委員長（小西秀延君） 町長・町議会議員同時選挙に向けての協議ということでございまして、議長から皆さんで話し合ってもらえないかということで議題としての頭出しをいただきました。ただ、今議長から説明ありましたとおり、先般２月７日の本会議でこの件に関しましては否決ということで決着をしております。これをまた成し遂げるためには４年近くの時間を挟むということで、今またこれが議会の本会議の表題に挙がるかといいますと、一事不再議の件もあろうかと思いますが、まず挙がらないであろうと。ただ、議会運営委員の中で諮っていく必要があるのかどうなのか。発議されるという形であれば議会運営委員会にかかるということになるのかと思いますが、その辺も加味して皆さんご意見をいただきたいと思います。ご質問等でも構いません。よろしくお願いいたします。

前田委員。

○委員（前田博之君） 選挙に向けての部分については委員長からも今話あったけど、あのときの議論は同時選挙の将来的な部分については否定していなかったのです。今回はという言い方ですからそういう踏まえ方をすべきだし、議長からあったように、ほかの（２）もそうだけれども、タブレットとか事務的に急ぐのは別です。そのほか正直な話、半年もないです。もう１０月選挙ですから、選挙運動が始まるから。改革の検討あるけど、大きい問題は先回先送りし

た。当面何をするかという部分しかないのではないですか。大きな議員報酬、定数の見直し、なり手不足は先送りしました、新しい議員でやりましょうということで。これからの我々の残された在任期間も含めた中で取り上げて、ある程度方向性、結論を出して踏み切れるものなら踏み切れるし、この前も議論していたように、先送りされた部分については先送りで新たな形で取組むのか、その辺を整理しておかなければ駄目ではないですか。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見等ございますか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） （１）の件です。先ほど言われたように、この案件については否決されております。否決された方々のご意見というのもこの委員会で出ていたと思います。議員のなり手不足、報酬、定数、これを議論するのに足りないという否決だったように私は記憶しております。ましてや、新しい議員になる可能性がある中で、今いる議員がこのことを議論して次の人に引き渡すわけですか。そういう話にはならないと思います。それであれば、この話は次の改選になったあとに、なられた議員さん方がこのことについてどう考えて議論、協議するのか、そういう話になるのではないかと思います。ほかの方々のご意見を聞きたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかの方々、ご意見ある方いらっしゃいますか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川かおり君） 町長・町議会議員の同時選挙に向けてというのは、私たちの責任で２月７日の否決となっているので、その点では新しく改選になってから行われるかどうかだと思います。しかし、高齢者の足の確保、投票率も下がっているということで、実際私も町長選が終わったあとに、本当は行きたかったけど寒くて行けなかった。歩いてでも行きたかったけども行けなかったのだと、そういう高齢者から涙ながらに。ご家族もいるから連れて行ってもらっているのかと思っておりましたら、実はそうではなかったということで、ほかの町村でも移動の投票の車がありますので、そういうところを何とか白老町でも取り組んでくれなにかというお声は直接伺っております。そういう議論は必要かと議長が提案したことに対しては、高齢者の足の確保の議論は必要かと感じております。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。

森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。先般、一昨日まで統一地方選挙ありまして、各自治体の投票率も低下している状況だと報道等を見て感じてはいたのですが、今回白老町においての町長・町議会議員同時選挙に向けての協議というのは、２月に多く議論が交わされたと捉えておりますので、次期の改選後の議論のほうがよろしいと思っております。議会改革で未実施の議論というのは残っておりますので、継続議論の部分、こちらを先にやるべきなのかと思います。

○委員長（小西秀延君） 貳又委員外議員、よろしいですか。

○委員外議員（貳又聖規君） ありません。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長、何かご意見あれば。

○副議長（氏家裕治君） 私も２月の会議である程度決着はついているものだと思っていまし

たけれども、議長がおっしゃる 10 月の選挙に向けて幅広い層の方々に議員選挙に出ていただける環境づくりについては、この短い期間であっても議会で議論しておくべきだと。森委員も言われましたけど、今回の統一地方選挙で女性議員が相当多く輩出されました。これは子育て中の方とか、いろいろな環境の中で出てこられる。うちのまちとして本当に議員のなり手不足について真剣に考えるのであれば、そういったところの議論を深めながら、それは決着着くかどうか分かりませんが、私の中でできることはそういったところかなと思っています。

○委員長（小西秀延君） 議長、表題が同時選挙ということで、投票事務経費の抑制、経費の抑制ということで前回の本会議の中で 1,200 万円というおおよその費用も出ていました。その中で否決があっても議会としてきちんと話し合うべきだというのが議長のおっしゃる主題かと私も押さえております。皆さんから意見をいただきましたが、これから任期も約半年なくなってきました。まとめも先ほど森委員からも出たところでありまして、継続審議も残っております。このあとお話もさせていただこうかと思いましたが、コロナの件で報酬等については各会派の皆さんからご承認をいただいて、まずこれはコロナの最中は見送ろうということで、最初に挙げていたテーマを下げさせていただいております。ただ、5 月からは政府でも 5 類に格下げするというので決定されておりますので、きちんと次回の議会運営委員会のメンバーに引き継ぐためにも、これも整理をして皆さんと協議を再開して引き継いでいかなければならないと思っています。前田委員からは、議長がおっしゃられたことを優先して先にやるべきではないかというご意見もありますが、なるべく整理もきちんと引き渡さなければならぬと委員長として責務を感じていますので、そちらもやらなければいけないのかと皆さんにも感じていただいて、そこを整理しながらこの件についても今から私たちが取り組むのは次回の方たちがそこを鑑みて引き継ぐのか、今私たちが決めて引き継いでくださいと決定してしまったら引き継ぎ事項になりますけれども、これは発議されなければ議会運営委員会には挙がらない議案なのかと思います。それで、議会運営委員会で話し合われて否決と 1 回出ている案件でございますので、そこを踏まえて皆さんに議論をいただければと思っています。

前田委員。

○委員（前田博之君） 分かりました。長谷川委員からあった投票率上げる高齢者の足の確保、ぶり返す意味ではないけど前回も同じ費用だったらそういう分にお金をかけて投票率を上げるべきだと言っています。前回の知事選で土幌町が実際にワゴン車で実施しているのです。自分たち 10 月ですから、もし本当に導入できるのなら現地視察するとか、導入したことによる結果、検証もするだろうけど状況を視察して具体的な取組をしてもいいのかなと私は思います。これは自分たちの問題でもあるし、少しでも投票へ行ってもらいたいということ。あとについては委員長言ったとおり皆さんで整理されればいいのかなと思います。ただ、1 つくらいはやったほうがいいのではないか。投票率を上げるための足の確保を町側に提案すればいい。

○委員長（小西秀延君） 取扱いとして、今ここで決めたほうがよろしいですか。

前田委員。

○委員（前田博之君） これは大きな課題だから議長の諮問にもかかってくるのです。それを

踏まえて本来は議会運営委員会です。議会運営委員会も課題はありますが、正副委員長と議長でこれを踏まえてどれを優先して具体的にどうするかというスケジュールを組んで進めたい方がいいのではないですか。諮問という形でいけばちゃんとしなければいけない。

○委員長（小西秀延君） 議長からこういう課題があると投げかけられている課題でございますので、正副委員長と議長でお話をさせていただいて、残された期間の締めくくりもございまして、その整理も兼ねて、もう一度皆さんと話し合いをさせていただきたいと思います。

（２）に移りまして、本間事務局長から説明をお願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 時間も経過していますので短めに説明しますが、資料７で一括りございます。残すところ 10 月まで期間も迫ってきておりますが、まず表紙の部分につきましては、継続協議と未実施のところを入れております。政策機能の強化ということで、令和 3 年からタブレットを導入しまして今継続ということで、これにつきましては会議規則、運営基準の取扱いが文面審査等に時間がかかっておりまして、遅くとも 9 月会議までには改正できるように、ある程度早い時期にお諮りしたいと思っております。権限・権利等の積極的活用と執行機関との情報共有、移動常任委員会の検討につきましては、協議資料をお示しできておりませんが、何かしらお時間を多少いただいて方向性なりを進めたいので、次回以降で出していきたいと思っております。次のページはまとめの表になっております。未実施のところは空欄でございますが、それ以外のところ、5 次改革のところは内容が十分ではないかもしれませんが、経過・結果で改正したところとか決まった内容等を示しておりますので、ご一読いただきたいと思います。報酬等・定数関係が一度 10 月の時点で方向性としては今期見送った経緯はあるのですが、継続協議という先ほど来出ていると思うのですけれども、一つ委員長からも何か報酬の目安、昨年の議員研修会の中でもいろいろ全国的な事例もあった中で報酬の取扱い自体が何かたたき台がないだろうかというお話をいただきまして、少し前から調べて用意をした原価方式でございます。4 ページ目、一番上からいきますと議員報酬、現状の人口から議長、副議長、委員長、議員の現行の報酬額を入れております。①が会議開催日数の内訳ということで、令和 2 年から 4 年までの平均を記載しております。定例会・全員協議会というところが全員出ておりますことと、常任委員会については総務と産業が別々。流れ的に議会運営委員会、広報広聴常任委員会も現状を言いますと、議会運営委員会以外の方は広報広聴小委員会に入っているということで政策研究会は別枠なのですけれども、②の会議別平均は政策研究会を除いて出すと平均が 114.8 日となります。政策研究会が平均 17 日となって、そこが別枠になっています。仮に議長、副議長、委員長、議員で日数の平均とった場合が③になります。ただ、議長は会議以外の日程で公務いろいろとありますがそこを含んでいませんのでご了承いただきたいのですけれども、こちらを入れますと仮ですけど平均 107 日で、次の資料は 107 日をベースで計算していますので、107 日を頭に入れていただきたいと思います。④は町理事者の給料・活動日数で、現行の数字を入れておりますが、日数に関しましてはなかなか拾いきれないところがあって、町長の場合は 52 週間、仮で 5.5 日活動ということで入れております。土曜日、日曜日全部 7 日間やっているわけではないですし、ゴールデンウィーク、正月入れて大体 20 日くらいを引いて 266

日としております。副町長、教育長につきましては240日で、これは5日間という目安と大体20日間くらいの休みを入れてこういう設定をしております。あくまで仮置きですので、そこだけのご留意いただきたいと思います。平均249日という数字を出しております。この流れで別段ですけれども、⑤の近隣市の状況ということで、参考までに苫小牧市、登別市が今こういう現状になっているということで、令和3年12月現在ですが、それぞれの報酬額がこのとおりだということでご承知おきください。5ページ目になります。原価方式というのが一般的に出ておりますので、採用した際に今の4ページ目の数字がこれに置き換えられるということなのですが、議会の議員活動量、これは時間ないし日数。一日で本会議あって議会運営委員会をやるとなって一日でカウントしたり、二日カウントしたりとかあるのですけれども、時間の換算でいくともっとシビアになっていくと思います。ただ、今回は時間まで計算できなかったものですから、日数でカウントしております。申したとおり、一日で二日とみなせる場合も出てくるので、そこはご了承いただきたいのですけれども、それが先ほど言った107日になります。

首長の活動量ということで、こちら先ほど出た266日ということで、時間に置き換えるともっとシビアになるかもしれないですが、今回も日数で置いています。割って出た計数に対して首長の給料を掛けますと議員報酬が出るといういわゆる一般的な原価方式という計算方式になります。仮説と入れておりますが、議員活動日数を107日として、令和4年度の理事者給料及び活動量で試算した場合ということで、①が町長の給料を単純計算しますと33万円。②が副町長の場合29万5,000円。③が教育長になりますが26万4,000円。理事者の平均でいきますと29万7,720円という数字が出ました。⑤に関してですが、議長、副議長、委員長ということで、この現行の数字のところで置き換えますと、今回置いております議員の20万7,000円を1の比率としまして委員長、副議長、議長それぞれ1.05、1.188、1.488と。それに27万円に対して38万円の場合は1.488となるものですから、その掛け算を町長の33万278円に対しまして、議長報酬額を現行の比率でいきますと49万1,000円になるという計算になっております。副町長、教育長、理事者平均、それぞれ①町長にした場合は議長の部分は49万1,428円になるし、②副町長ところは43万9,054円という数字になっております。繰り返しですが、あくまでこの計数自体が今単純に107日ということで押さえておりますが、仮にこの原価方式を使って改正していくのであれば、おそらくこの部分をもっとシビアに突詰めていって純然たる根拠、共通理解の中で町民にもこれをきちんと説明できるようにきちんと精査していかなければいけないということで、短期間でやったものですから107日はあくまで仮置きということで、くどいのですけれども、ご留意いただきたいと思います。

6ページ目、議会費の割合です。①が現行の報酬額での議会費の割合ということで、令和元年から令和5年までこのような数字になっております。予算審査行っておりますので、おおむね皆さん頭に入っているとは思いますが、一般会計ベースで議会費の全体でいきますと、一番下平均で申し上げますと0.68%となります。仮にですが、議員報酬と議会運営経費をそれぞれ分けて割合出しますと、0.60%と0.07%となります。特別会計、企業会計含め全会計でいきますと、201億円に対しまして0.36%。報酬、運営経費につきましてはそれぞれ0.32%、

0.04%という割合になるということを頭に入れていただきたいと思います。今回仮に報酬を上げると想定した場合に、今の単純計算ですがそれぞれ町長を置いた場合という部分を②で給料を基礎とした報酬額試算で、議長一人、副議長一人、委員長は4名います。残りの議員は8名で、現行の報酬に対して町長の給料を置いた場合には3,131万3,103円が増額されるだろうという数字を置いております。③が平均です。理事者平均を基礎とした場合の試算になりますけれども、仮ですが14名に対して2,104万3,214円という数字になってくるだろうと。これに書いているのが令和5年の平均を使っております。議会費の全体が①町長、④平均なのでですけども、現行の部分に3,100万円、2,300万円を足していきますとこのような数字になる。町長の試算をしますと、議会費全体が1億407万4,000円になる。一般会計の中に3,100万円が追加されますので107億7,531万3,000円。全体比率が0.97%になるという目的的な数値です。以下、会計全体でいきますと0.52%。平均もその下に載せておりますので、議会費の割合が0.89%という、参考ですが今後の協議を進める上でこういう数字も1つ目安として押さえながら検討していくべきだと。また、原価方式以外に何かご意向あれば進めるような方向でいきたいと思うのですが、ご意見いただければと思います。違う方法という意味ですが、数字をきちんと置き換えておりませんが、次のページになりますが、去年の胆振管内の議長会の研修会で出されたものを抜粋しております。中川村の報酬加算方式、次のページが生坂村。これは凄く斬新だと思うのですが、月額18万円に対して55歳以下を30万円にと。若い世代の議員に対して手厚くしているけれども、56歳以上を2割か3割減額するという条例を定めて行っている内容でございます。原価方式で組み立てる以外にこういうことをされている他の議会もあるということで、検討の進め方という意味で今回お示しさせていただきました。

日程に関しましては、前段のお話もあるので今後は委員長含めて議長とも協議はしていくのですが、議会改革の協議が事務局も進みきれなく3月まで滞ったものですから、改めて確認の意味と報酬関係の進め方の1つ参考を加えさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 詳しい資料を作っていただいております。これと合わせて、先ほどの6ページの件ですけれども、一般会計における議会費の財源割合ということで、平均0.68%と出ております。上げた場合①として町長の0.97%、平均の④として0.89%。データが古いかもしれませんが、私たちよく研修に行っているときが1%、おおむねの市町村は1%を議会費としているといえ、これだけ報酬をアップしたとしても平均を超えない数字が出てきたことを改めて報告させていただいております。先ほど申し上げましたが、コロナの期間中は全会派一致で報酬の件には手をつけないということで進んできましたが、国も方針を撤回するというところでございますし、我が議会運営委員会も報酬または定数を一緒にというご意見もあるところもありますので、協議を再開ということで皆さんご了承いただいて、まとめていきたいと思っています。ご意見、ご質問等あれば挙手の上お願いいたします。

今日は久々ですので、資料をご提示させていただいて、また再開して継続していくという説明をさせてもらっておりますが、ここまでの分、会派会議をしていただくという日程になっていると思いますので、ここの部分もう一度会派でもきちんとお話しさせていただいて、協議を

進めてまいりたいと思います。今日のところはそういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、その他に入りたいと思います。

（１）議会報告会について、本間事務局長からお願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 広報広聴小委員会で検討協議中ではありますが、昨年、一昨年同様、動画配信により議会報告会を進めるのですが、今回は改選期ということもありまして、４年間の総括として進めているようでございます。今調整しておりますが、例年配信時期は５月末になっておりますけれども、４年間の総括ということもございますので、その時期が６月以降になるということで正式にはまたご報告をさせていただきたいと思います。情報共有の意味でご報告させていただきました。

○委員長（小西秀延君） （２）、こちらも本間事務局長から説明をお願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 今年度、正副議長、委員長会議のタイミングを逃がして開催してございません。そこで毎回議長会の日程等行事予定をお示ししていたのですが、行事予定がおおむね固まってきておりますので、改めて議会運営委員会で参考配付させていただきます。

年明けになりますが、第２回の胆振議長会定期総会ですけれども、白老町で開催予定となっていることと、この表にはないのですが東部１市４町の議会懇談会を毎年行っているのですが、それも白老町が当たるということで、来年になりますけれども、そのような予定があるということでご報告をさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 行事に関して何かございますか。

（３）、本間事務局長お願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 議会日程、５月会議でもお伝えしたとおり、議案説明会と全員協議会を５月９日火曜日に行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 日程よろしいですか。

その他お持ちの方はいらっしゃいますか。

貳又委員外議員。

○委員外議員（貳又聖規君） 第５次議会改革の検討で、執行機関との情報共有があります。自治基本条例の中でいくと、第５条情報公開というところがあります。ここで本会議のインターネット中継もそうなのですが、会議録の公開とあるのですが、町民何人かから言われたのですが、令和４年の会議録ホームページが見えないのでその辺り気になったものですから。

○委員長（小西秀延君） 至急対処するそうです。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

（午後 ２時４８分）